

諮問番号：情報公開諮問第2号

答申番号：川情審査情公答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関である川口市教育委員会が令和2年10月21日に行った部分公開決定のうち「各小中学校における不登校児童生徒の人数及び割合」部分は公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、令和2年10月2日、川口市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例の実施機関である川口市教育委員会（以下、「実施機関」という。）に対し、「『人事評価の当初申告に係る教育長面談ならびに教職員の当初申告について（通知）〈令和2年4月28日〉』の文書に記載されている提出書類③『02確認報告書』、④の『03不登校減少・不祥事事故防止報告書』の報告書様式及び全小中提出分一切」の公開請求をした。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和2年10月21日付で同文書の一部につき、①不登校児童生徒数が判明する学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるとして、条例第7条第2号に該当すること、②不登校児童生徒数が特定されることで当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校・教員の取組みに悪影響を及ぼし、また、保護者に不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第7号に該当するとして条例第11条第1項に基づき、これら一部を非公開とする部分公開決定をした。
- 3 請求人は、令和3年1月27日、実施機関に対し、「各小中学校における

不登校児童生徒の人数及び割合」を非公開としたことを不服として、同決定について審査請求をした。

- 4 上記審査請求に対し、実施機関は、令和3年3月9日、条例第17条に基づき当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分のうち、「不登校児童生徒の個人に関する情報」についての非公開処分は妥当と考える。しかし、「不登校児童生徒の各小中学校の人数及び割合」についての処分は次の理由により違法であると考えます。

本件処分の公開しない部分の理由に、「各小中学校における不登校児童生徒数、割合を公開することにより、学校によっては、当該不登校児童生徒が特定されるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とするもの。」とあるが、「不登校児童生徒の各小中学校の人数及び割合」には、特定の個人を識別することができるものはない。

- 2 公開しない部分及び理由のもう一つは、第7条第7号に該当するとある。その記載内容は「不登校児童生徒が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから」とあるが、平成25年度から平成31年（令和元年）度の人事評価制度の管理職自己評価シートに記載されている不登校児童生徒数、割合は実施機関によって公開されている。実施機関は今回公開しない理由に挙げたことのおそれがないと判断して、公開してきたと考えるのが自然である。7年間も公開してきたその事実は重く、にわかに「おそれがある」という理由で非公開にするのは何らかの意図を感じる。
- 3 以上から本件処分の取り消しを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 川口市不登校の割合のうち各小中学校の割合の情報を公開すると、各小中学校における不登校児童生徒数が判明することで、当該不登校児童生徒が特定されるおそれがあるため、川口市情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とする。
- 2 また、不登校児童生徒数が特定されることで、当該児童生徒自身や復帰に取り組んでいる学校、教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、及び各小中学校における不登校児童生徒数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがあることから、川口市情報公開条例第7条第7号に該当する。
- 3 なお、これまで、平成25年度から令和元年度の人事評価制度の管理職自己評価シートに記載されている不登校児童生徒数や割合を審査請求者に対して情報提供してきたが、上記のとおり個人が特定され得ること、また、それに伴う様々な支障が生じること、さらには、他市の状況や昨今の社会情勢を考慮した結果、公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めたものである。

第5 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和3年3月22日	実施機関からの意見聴取、書面審査
令和3年4月21日	書面審査
令和3年5月24日	請求人による口頭意見陳述、書面審査
令和3年8月27日	書面審査
令和3年9月14日	書面審査
令和3年11月22日	書面審査
令和4年2月21日	書面審査

令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

第6 審査会の判断の理由

1 従前の情報提供について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求文書については、毎年度情報提供されていた資料と同様のものである旨主張し、実施機関もこれを認めている。
- (2) ところで、ある情報を公開するか否かは、各請求時にその時の状況等を検討した上で条例を適用し、判断するものであって、必ずしも従前の判断に拘束されるものではない。
- (3) よって、前記第3審査請求人の主張の趣旨の1の主張は、理由がない。

2 条例第7条第2号の該当性

- (1) 本件審査請求文書は、各小中学校の不登校の児童生徒の人数や割合が数字で示されているだけであって、それによって個人を識別するような情報には該当しない。
- (2) また、これら数字が公にされたからといって、特定の個人の権利や利益を害されるような具体的な事情は見出すことはできない。
- (3) よって、本件審査請求文書が条例第7条第2号に該当するとは認められない。

3 条例第7条第7号の該当性

- (1) 実施機関は、条例第7条第7号に該当するとしているが、それが同号本文に定めるア乃至エのどれに該当するのか、あるいは、ア乃至エ以外の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を来すおそれがあるもの」に該当するのかを明確にしていない。これについては、その非公開理由として不十分であると言わざるを得ない。

- (2) なお、実施機関は、本件審査請求文書が公開され、不登校児童生徒数が特定され、また、その方策が明らかになることが当該児童生徒自身や教員の取組みに悪影響を及ぼすおそれがあること、各校の不登校者の数が比較されることで、保護者等に不要な不安を与え、学校で取り組んでいる事務の遂行に支障を来すおそれがある旨主張する。
- (3) しかしながら、不登校そのものは、一般の社会生活のなかで生じているものであり、現代社会において子供のおかれた状況からして、その理由も様々な原因によるものであり、不登校の児童生徒のいることや、その対策が検討されていることから、ただちに、父母に不安をもたらしたり、その対策が示されることが教員の取組みに悪影響を及ぼすとは認められない。

4 いわゆる「比較衡量」について

- (1) 実施機関は、「公開によって得られる利益よりも、保護することで守られる権利の方が大きいと考え、判断を改めた」としている。
- (2) しかしながら、実施機関は、情報公開請求については、条例第7条で定められた除外事由に該当する事実があるかどうかを判断し、その除外事由があるときのみ公開しないことができるのであって、本件のような基本的人権の一つである「知る権利」に基づく行政情報の公開請求権と他の権利を比較衡量することは、実施機関の恣意による判断を招くおそれもあり、許されるものではない。

5 条例第7条第7号の(エ)の該当性

- (1) ところで、本件審査請求文書は、学校長による自己評価シートに記載

された不登校児童生徒数の減少に向けた取組みについての内容を教育委員会の求めに応じ、学校長が同委員会に報告する文書であって、同委員会の校長の人事評価のための資料の収集を目的として行われている。

- (2) しかしながら、本件調査文書が、人事評価のための資料として使われるとの理由のみで非公開とされるものではない。同文書は校長の勤務する学校における不登校児童数等を表すものであり、その文書に記載される人数には、校長自身の考えや裁量が及ぶ余地はなく、実情を反映されない文書が作成されるおそれはない。

このため、このような過程を経て作成される本件調査文書が公開されたからといって、教育委員会の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれは認められない。

6 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊